

第四節 交付金及追徴金

第一款 交付金

鹽交付金ハ普通一般ノ價格ヲ以テ買受ケタル鹽ヲ輸移出シ又ハ之ヲ特ニ定メタル用途ニ使用シタル場合ニ於テ特別低價ノ賣渡ト同一ナラシムル趣旨ニ依リ代金ノ戻下ケヲ爲スヘキモノナルヲ以テ賣渡價格ノ變更ニ伴ヒ交付金額ニ増減アリ

大正三年一月現行交付金額ハ左ノ如シ

專賣鹽特別定價賣渡及交付金下付規則(抄錄)

明治三十八年五月
勅令第五百十七號

第十九條 鹽專賣法第十八條又ハ本令第一條ノ二ニ依リ賣渡シタル鹽ヲ左ノ目的ニ供シタル者ハ左ノ割合ヲ以テ交付金ノ下付ヲ政府ニ請求スルコトヲ得

一 外國ニ輸出シタルトキ

輸出鹽 百斤ニ付金一圓十三錢但シ臺灣上等鹽ニ付テハ金二十六錢、臺灣竝等鹽ニ付テハ金二十四錢、關東州鹽ニ付テハ金三十三錢ヲ加フ

二 第一條第一號、第二號、第四號乃至第六號ノ用途ニ使用シタルトキ

使用鹽 百斤ニ付金一圓十三錢但シ第一條第一號ノ用途ニ使用シタル臺灣上等鹽ニ付テハ金二十六錢、臺灣竝等鹽ニ付テハ金二十七錢、關東州鹽ニ付テハ金三十三錢、第一條第二號第四號乃至第六號ノ用途ニ使用シタル臺灣上等鹽ニ付テハ金二十五錢、臺灣竝等鹽ニ付テハ金二十三錢、關東州上等鹽ニ付テハ金三十二錢ヲ加フ

三 其ノ鹽ヲ以テ鹽藏シタル鯨、鯖、鱈、乾鰯又ハ乾鮑ヲ輸出シタルトキ

使用鹽 百斤ニ付金一圓十三錢但シ臺灣上等鹽ニ付テハ金二十五錢、臺灣竝等鹽ニ付テハ金二十三錢、關東州上等鹽ニ付テハ金三十錢、關東州竝等鹽ニ付テハ金三十二錢ヲ加フ

鹽藏魚介類ニ對スル使用鹽ノ數量ハ鹽藏魚介類ノ重量百ニ對シ左ノ割合ヲ以テ計算ス此ノ場合ニ於テハ第十三條第三項但書及第二十六條第三項但書ノ規定ヲ準用ス

四 其ノ鹽ヲ以テ製成シタル醬油ヲ輸出シタルトキ

製成醬油 一石ニ付金五十五錢

臺關鹽ヲ原料トシ内地ニテ再製シタル鹽ノ交付金ハ原料鹽ノ明ナルモノハ原料鹽相當ノ交付金、上等、竝等ノ區分不明ノモノハ兩者中少額ノ交付金、明ナラサルモノハ内地鹽ノ交付金ヲ下付スルコトニ局議ヲ決定シタリ(大正三年五月甲第二一四九號通牒)

大正四年ニハ賠償價格及購買價格ニ變更アリ交付金額ヲ改メ專賣鹽特別定價賣渡及交付金下付規則中左ノ改正ヲ爲セリ

勅令第四號(大正四年一月二十六日)

(第二款特別用鹽規則參看)

勅令第二百三十七號(大正四年十二月二十八日)

(第二款特別用鹽規則參看)

賠償價格又ハ購買價格變更ノ都度勅令ヲ改正スルノ煩ヲ避ケ交付金額ハ大藏大臣之ヲ決定シ公示スルコトニ改メ專賣鹽特別定價賣渡及交付金下付規則中ヨリ之ヲ削リ別ニ左ノ告示ヲ爲シ大正五年九月一日ヨリ施行シタリ尤モ當時交付金額ニハ變更スルトコロナシ

大藏省告示第九十九號(大正五年八月八日)

特別用鹽規則第六條第一項ノ規定ニ依ル鹽百斤當及醬油一石當交付金額左ノ通相定メ特別用鹽規則施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

鹽專賣 鹽ノ販賣 交付金及追徵金

一一一七

輸 出 醬 油	內地鹽	上	臺灣鹽	關東州鹽	其ノ他ノ鹽
		等	並	等	並
化學的藥品製造用	一・一七〇	一・三三〇	一・三四〇	一・四〇〇	一・一七〇
石鹼製造、獸皮保存、鑄業、製鋼、塗業用及蛙、鱈、鱈、鰹、鰯、鰱、鰪、鰻、鱧及乾鰓、乾鮑、鹽藏用	一・一七〇	一・三二〇	一・三〇〇	一・三九〇	一・一七〇
輸出鹹、鱈、鱧及乾鰓、乾鮑、鹽藏用	一・一七〇	一・三二〇	一・三〇〇	一・三九〇	一・一七〇
輸 出 醬 油	五七〇	一・三二〇	一・三〇〇	一・三九〇	一・一七〇

以後交付金ノ變更左ノ如シ

大藏省告示第四十二號(大正六年四月四日)

大正五年ハ大藏省告示第九十九號中「一圓三十三錢」ヲ「一圓二十五錢」ニ、「一圓三十四錢」ヲ「一圓二十六錢」ニ、「一圓四十錢」ヲ「一圓三十二錢」ニ、「一圓三十二錢」ヲ「一圓二十四錢」ニ、「一圓三十錢」ヲ「一圓二十二錢」ニ、「一圓三十八錢」ヲ「一圓三十錢」ニ、「一圓三十九錢」ヲ「一圓三十一錢」ニ改メ大正六年四月四日ヨリ之ヲ施行ス但シ本告示施行前交付金ノ下付ヲ受クヘキ事由ヲ生シタルモノニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

大藏省告示第四十五號(大正六年四月十七日)

大正五年ハ大藏省告示第九十九號中「一圓十七錢」ヲ「一圓十六錢」ニ、「五十七錢」ヲ「五十六錢」ニ改メ大正六年四月十八日ヨリ之ヲ施行ス但シ本告示施行前交付金ノ下付ヲ受クヘキ事由ヲ生シタルモノニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

大藏省告示第九十號(大正六年六月二十日)

大正五年ハ大藏省告示第九十九號中鹽交付金左表ノ通改正シ大正六年六月二十五日ヨリ之ヲ施行ス
本告示施行前交付金ノ下付ヲ受クヘキ事由ヲ生シタルモノニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル但シ輸入關東州再製鹽ニ付テハ百斤當交付金ヲ一圓二十九錢トス

輸 出 品 名	内地鹽		臺灣鹽		關東州鹽		青島鹽	其ノ他鹽
	上	等	上	等	上	等		
輸 出 及 移 出 用	一・二六〇	一・三〇〇	一・三二〇	一・三三〇	一・三三〇	一・三三〇	一・四四〇	一・二六〇
化學的藥品製造用	一・二六〇	一・三〇〇	一・三一〇	一・三二〇	一・三七〇	一・三七〇	一・四四〇	一・二六〇
石鹼製造、獸皮保存、鑄業、製鋼、 藥業用及鮭、鱈、鱈、臘、臘、臘、臘 藏用	一・二六〇	一・二九〇	一・二七〇	一・二七〇	一・三五〇	一・三六〇	一・四四〇	一・二六〇
輸出、鱈、鱈及乾、鱈、乾鮑鹽藏用	一・二六〇	一・二九〇	一・二七〇	一・二七〇	一・三五〇	一・三六〇	一・四四〇	一・二六〇
輸 出 品 名	醬	油						
	一・五六〇							

大藏省告示第百一十一號(大正六年七月二十六日)

大正五年八月大藏省告示第九十九號中「一圓十六錢」ヲ「一圓十七錢」ニ、「五十六錢」ヲ「五十七錢」ニ改メ大正六年七月二十七日ヨリ之ヲ施行ス但シ本告示施行前交付金ノ下付ヲ受クヘキ事由ヲ生シタルモノニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

輸出醬油ニ對シテハ從來醬油一石當ヲ以テ交付金ヲ定メタリシモ普通醬油ニ在リテハ醬油一石ニ付四十八斤八五ノ標準率ヲ以テ鹽ノ使用量ヲ算定シ交付金ヲ下付スルコトトシ鹽百斤當ヲ以テ交付金額ヲ定メ假置場製造ノ醬油ニ在リテハ鹽ノ使用量判明スヘキヲ以テ稅關ヨリ通知ニ係ル實際ノ使用量ニ依リ鹽百斤當ヲ以テ交付金額ヲ交付スルコトニ改メ同時ニ鹽藏魚介類ニ輸出ヲ追加シ左ノ改正ヲ爲セリ

大藏省告示第十八號(大正七年二月十八日)

大正五年八月大藏省告示第九十九號中「及醬油一石當ヲ削リ「化學的藥品」ヲ「化學的藥品、人造色素」ニ、「輸出、鱈、鱈及乾、鱈、乾鮑鹽藏用」ヲ輸出及移出、鱈、鱈、鱈、鱈、乾、鱈、乾鮑鹽藏用」ニ、「一、五七〇」ヲ「一、一七〇」ニ改メ大正七年二月二十日ヨリ之ヲ施行ス

鹽專賣 鹽ノ販賣 交付金及追徵金

輸 出 醬 油	六四〇	輸出及移出、鹹、鮓、鱈、乾鮓、乾鮓鹽藏用	內地鹽	臺灣	關東	東州	鹽	青島	鹽	其ノ他		
				上等原鹽	等內地上等原鹽	再製鹽	輸入內地粉砕鹽	再製鹽	輸入內地粉砕鹽	其ノ他		
				一〇一〇	八六〇	一〇六〇	八九〇	一〇八〇	八七〇	一〇五〇	一〇五〇	六四〇
				六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇
				六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇
				六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇
				六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇
				六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇
				六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇
				六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇

大藏省告示第二百七號(大正七年十二月十七日)

大正五年八月大藏省告示第九十九號中鹽交付金左表ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ本告示施行前交付金ノ下付ヲ受クヘキ事由ヲ生シタルモノニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

輸 出 醬 油	六四〇	化學的藥品、人造色素製造用、貯藏製造、獸皮保存、製鋼、業用及鮭、鱈、鱈、臘、臘藏用、輸出了及移出、鹹、鮓、乾鮓、乾鮓鹽藏用	內地鹽	臺灣	關東	東州	鹽	青島	鹽	其ノ他		
				上等原鹽	等內地上等原鹽	再製鹽	輸入內地粉砕鹽	再製鹽	輸入內地粉砕鹽	其ノ他		
				一〇一〇	八六〇	一〇六〇	八九〇	一〇八〇	八七〇	一〇五〇	一〇五〇	六四〇
				六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇
				六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇
				六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇
				六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇
				六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇
				六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇
				六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇

大藏省告示第二百二十二號(大正七年十二月二十八日)

大正五年八月大藏省告示第九十九號中鹽交付金左表ノ通改正シ特別用鹽規則施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ本告示施行前交付金ノ下

付ヲ受クヘキ事由ヲ生シタルモノニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

輸 出 及 移 出 用	化學的藥品、人造色素製造用		石鹼製造、獸皮保存、鑄業、製綱、窯業用及蛙、鱈、鱈鱗、臘臘、臘藏用		鱈、乾鰓、乾鮑、臘藏用		輸 出 及 移 出 用	
	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇
輸 出 醬 油	六四〇		六四〇		六四〇		六四〇	
	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇
輸 出 及 移 出 用	化學的藥品、人造色素製造用		石鹼製造、獸皮保存、鑄業、製綱、窯業用及蛙、鱈、鱈鱗、臘臘、臘藏用		鱈、乾鰓、乾鮑、臘藏用		輸 出 及 移 出 用	
	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇
輸 出 醬 油	六四〇		六四〇		六四〇		六四〇	
	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇

大藏省告示第二百二十五號(大正七年十二月二十九日)
 大正五年八月大藏省告示第九十九號中鹽交付金左表ノ通改正シ大正八年一月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ本告示施行前交付金ノ下付ヲ受クヘキ事由ヲ生シタルモノニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

輸 出 及 移 出 用	化學的藥品、人造色素製造用		石鹼製造、獸皮保存、鑄業、製綱、窯業用及蛙、鱈、鱈鱗、臘臘、臘藏用		鱈、乾鰓、乾鮑、臘藏用		輸 出 及 移 出 用	
	六三〇	六三〇	六三〇	六三〇	六三〇	六三〇	六三〇	六三〇
輸 出 醬 油	六三〇		六三〇		六三〇		六三〇	
	六三〇	六三〇	六三〇	六三〇	六三〇	六三〇	六三〇	六三〇

鹽專賣 鹽ノ販賣 交付金及追徴金

輸出及移出 鯨、鮪、鯖、 鰹、乾鰹、乾鮑、鹽藏	六三〇	七〇〇	一、〇〇〇	六六〇	八〇〇	一、〇〇〇	八九〇	一、〇〇〇	九〇〇	七八〇	八三〇	一、一三〇	八四〇	七〇〇	九〇〇	六九〇	六三〇
輸出醬油	六三〇																

大藏省告示第九十一號(大正八年五月二十二日)
 大正五年ハ大藏省告示第九十九號中鹽交付金本日ヨリ左表ノ通改正ス但シ本改正前交付金ノ下付ヲ受クヘキ事由ヲ生シタルモノニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

輸出及移出 化學的藥 品、人造色 素製造用 石鹼製造、 獸皮保存、 鑄業、製鋼、 鯨、鮪、鰹、 鰹、鯨、鰹、 鯨、鰹、鰹、 鹽藏用	六三〇	六三〇	六三〇	六三〇	六三〇	六三〇	六三〇	六三〇	六三〇	六三〇	六三〇	六三〇	六三〇	六三〇	六三〇	六三〇	六三〇
輸出醬油	六三〇																

鹽專賣 鹽ノ販賣 交付金及追徴金

大藏省告示第四百十三號(大正九年八月二十三日)
 大正五年八月大藏省告示第九十九號表中左ノ通改正ス
 一「チユニス」鹽原鹽ノ欄ヲ左ノ如ク改ム

輸 出 及 移 出 用	原 鹽	チ ユ ニ ス 鹽
	内地粉砕鹽	
化學的藥品、人造色素製造用	一三八〇	・八七〇
	一三八〇	・八七〇
	一三八〇	・八七〇
石鹼製造、獸皮保存、鑄業、製鋼、窯業用及 鮭、鱈、鯨、鰹、鰯、鹽藏用	一三八〇	・八七〇
	一三八〇	・八七〇
輸 出 及 移 出、鱈、鯖、鮭、乾鰯、乾鮑鹽藏用	一三八〇	・八七〇

大藏省告示第百八十一號(大正九年十月二十八日)
 大正五年八月大藏省告示第九十九號表中左ノ通改正ス但シ本改正前交付金ノ下付ヲ受クヘキ事由ヲ生シタルモノニ付テハ仍從前ノ
 例ニ依ル

一 内地鹽欄内地再製鹽、關東州鹽欄上等原鹽、竝等原鹽、内地粉砕鹽、内地粉砕洗滌鹽、青島鹽欄上等原鹽、竝等原鹽、輸入再製鹽、
 輸入洗滌鹽、内地粉砕鹽、内地粉砕洗滌鹽、獨逸粗製鹽欄ノ交付金額ヲ左ノ如ク改メ新タニ關東州鹽、青島鹽ノ内地上等粉砕洗滌
 鹽ノ交付金額ヲ追加ス

輸 出 及 移 出 用	内地再製鹽	關 東 州 鹽	青 島 鹽	獨逸粗製鹽
	原鹽	上等原鹽	竝等原鹽	粉砕原鹽
化學的藥品、人造色素製造用	一四二〇	二二四〇	二〇九〇	一六三〇
	一四二〇	二二四〇	二〇九〇	一六三〇
輸 出 及 移 出 用	内地再製鹽	關 東 州 鹽	青 島 鹽	獨逸粗製鹽
	原鹽	上等原鹽	竝等原鹽	粉砕原鹽
化學的藥品、人造色素製造用	一四二〇	二二四〇	二〇九〇	一六三〇
	一四二〇	二二四〇	二〇九〇	一六三〇

石鹼製造、獸皮保存、鯨、業、製鋼、塗業用及鯨、鯨、鯨、腦朧鹽藏用
 輸出及移出鯨、鯨、鯨、乾
 緞、乾、鮑鹽造用

大藏省告示二百十二號(大正九年十二月二十八日)
 大正五年八月大藏省告示第九十九號表中左ノ通改メ大正十年一月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ本改正前交付金ノ下付ヲ受クヘキ事由ヲ生シタルモノニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

内地鹽	内地收納鹽	輸出及移出用	化學的藥品、人造色素製造用	石鹼製造、獸皮保存、製鋼、塗業用及鯨、鯨、鯨、腦朧鹽藏用	輸出及移出鯨、鯨、鯨、乾、鮑鹽藏用	輸出醬油
内地再製鹽	内地再製鹽	円	円	円	円	円
内地等原鹽	内地等原鹽	・八四〇	・八四〇	・八四〇	・八四〇	・八四〇
内地再製原鹽	内地再製原鹽	・一四〇〇	・一四〇〇	・一四〇〇	・一四〇〇	・一四〇〇
内地等原鹽	内地等原鹽	・一八五〇	・一八五〇	・一八四〇	・一八四〇	・一八四〇
内地再製原鹽	内地再製原鹽	・一七〇〇	・一七〇〇	・一六九〇	・一六九〇	・一六九〇
内地等原鹽	内地等原鹽	・一二二〇	・一二二〇	・一一一〇	・一一一〇	・一一一〇
内地再製原鹽	内地再製原鹽	・一九七〇	・一九七〇	・一九六〇	・一九六〇	・一九六〇
内地再製原鹽	内地再製原鹽	・六九〇	・九六〇	・九六〇	・六九〇	・六九〇
内地粉碎洗滌鹽	内地粉碎洗滌鹽	・一四一〇	・一四一〇	・一四〇〇	・一四〇〇	・一四〇〇
内地粉碎洗滌鹽	内地粉碎洗滌鹽	・一一五〇	・一一五〇	・一一四〇	・一一四〇	・一一四〇
内地等粉碎洗滌鹽	内地等粉碎洗滌鹽	・一一八〇	・一一八〇	・一一六〇	・一一六〇	・一一六〇
上等原鹽	上等原鹽	・二五三〇	・二五三〇	・二五三〇	・二五三〇	・二五三〇
上等原鹽	上等原鹽	・二二九〇	・二二九〇	・二二九〇	・二二九〇	・二二九〇

鹽專賣 鹽ノ販賣 交付金及追徴金

關東州鹽	上等原鹽	・二一〇〇	輸入再製鹽	・一九六〇	内地粉洗滌鹽	・一四〇〇	内地粉洗滌鹽	・一四〇〇	内地粉洗滌鹽	・一四〇〇	内地粉洗滌鹽	・一六〇〇
	上等原鹽	・一九六〇		・一四〇〇		・一四〇〇		・一四〇〇		・一六〇〇		
臺灣鹽	上等原鹽	・一八四〇	内地洗滌鹽	・一六九〇	内地洗滌鹽	・一四〇〇	内地洗滌鹽	・一四〇〇	内地洗滌鹽	・一四〇〇	内地洗滌鹽	・一四〇〇
	上等原鹽	・一八四〇		・一六九〇		・一四〇〇		・一四〇〇		・一四〇〇		
内地鹽	内地收納鹽	・八四〇	内地再製鹽	・一四〇〇	内地再製鹽	・一四〇〇	内地再製鹽	・一四〇〇	内地再製鹽	・一四〇〇	内地再製鹽	・一四〇〇
	内地再製鹽	・一四〇〇		・一四〇〇		・一四〇〇		・一四〇〇		・一四〇〇		
<p>假置場ニ於テ製成シタル醬油ノ輸出ハ鹽ノ品種ニ應シ交付金額ヲ定メ之ニ依ルコトニ改正セリ</p> <p>大藏省告示第五十號(大正十年四月二十九日)</p> <p>大正五年^ハ大藏省告示第九十九號中ノ表輸出醬油欄ヲ左ノ通改正ス但シ本改正前交付金ノ下付ヲ受クヘキ事由ヲ生シタルモノニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル</p>												
<p>輸 出</p> <p>假置場ニ於テ製成シタル醬油</p> <p>其ノ他ノ製成醬油</p>												
<p>獨逸粗製鹽</p> <p>・五一〇</p> <p>・五一〇</p> <p>・五一〇</p>												
<p>チユニス原鹽</p> <p>・一・二四〇</p> <p>・一・二四〇</p> <p>・一・二四〇</p>												
<p>内地粉碎鹽</p> <p>・六二〇</p> <p>・六二〇</p> <p>・六二〇</p>												
<p>其ノ他ノ鹽</p> <p>・八四〇</p> <p>・八四〇</p> <p>・八四〇</p>												

鹽專賣 鹽ノ販賣 交付金及追徴金

獨逸	粗製鹽	・五一〇
	原鹽	・一二四〇
チユニス鹽	内地粉砕鹽	・六二〇
	原鹽	・八四〇
其他	鹽	・八四〇

後又左ノ改正アリ

大藏省告示第五十二號(大正十年四月三十日)

大正五年ハ大藏省告示第九十九號表中左ノ通改正ス但シ本改正前交付金ノ下付ヲ受クヘキ事由ヲ生シタルモノニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

内地鹽	内地收納鹽	・八四〇	石鹼製造、獸皮保	輸出	醬油
	内地再製鹽	・八四〇	存、鑲業、製鋼、窯		
臺灣鹽	上等原鹽	・二〇八〇	業用及鮭、鱒、鱒	輸出及移出、	成醬油
	並等原鹽	・一九二〇	鮑鹽、鹹、鱒、鱒		
關東州鹽	上等原鹽	・二五四〇	鮑鹽、鹹、鱒、鱒	輸出及移出、	成醬油
	並等原鹽	・二三四〇	鮑鹽、鹹、鱒、鱒		
關東州鹽	輸入再製鹽	・六九〇	鮑鹽、鹹、鱒、鱒	輸出及移出、	成醬油
	内地粉砕鹽	・一九二〇	鮑鹽、鹹、鱒、鱒		
關東州鹽	内地粉砕洗滌鹽	・一六九〇	鮑鹽、鹹、鱒、鱒	輸出及移出、	成醬油
	内地粉砕洗滌鹽	・一六九〇	鮑鹽、鹹、鱒、鱒		

鹽專賣 鹽ノ販賣 交付金及追徴金

安南鹽	支那鹽	威海衛鹽	青島鹽	關東州鹽
原 內地粉碎鹽	原 內地粉碎洗滌鹽	原 內地粉碎洗滌鹽	輸上等粉碎鹽 輸入粉碎洗滌鹽 內地粉碎鹽 內地粉碎洗滌鹽 內地上等粉碎洗滌鹽	輸入再製鹽 內地粉碎鹽 內地粉碎洗滌鹽 內地上等粉碎洗滌鹽
・六四〇 ・一九〇	・五六〇 ・〇二〇	・一三六〇 ・一〇一〇	・二三四〇 ・一七九〇 ・一七四〇 ・一九二〇 ・一九二〇	・二八〇 ・一五六〇 ・一三三〇 ・一三三〇
・六四〇 ・一九〇	・五六〇 ・〇二〇	・一三六〇 ・一〇一〇	・二三四〇 ・一七九〇 ・一七四〇 ・一九二〇 ・一九二〇	・二八〇 ・一五六〇 ・一三三〇 ・一三三〇
・六四〇 ・一九〇	・五六〇 ・〇二〇	・一三六〇 ・一〇一〇	・二三四〇 ・一七九〇 ・一七四〇 ・一九二〇 ・一九二〇	・二八〇 ・一五五〇 ・一三二〇 ・一三二〇
・六四〇 ・一九〇	・五六〇 ・〇二〇	・一三六〇 ・一〇一〇	・二三四〇 ・一七九〇 ・一七四〇 ・一九二〇 ・一九二〇	・二八〇 ・一五五〇 ・一三二〇 ・一三二〇
・六四〇 ・一九〇	・五六〇 ・〇二〇	・一三六〇 ・一〇一〇	・二三四〇 ・一七九〇 ・一七四〇 ・一九二〇 ・一九二〇	・二八〇 ・一五五〇 ・一三二〇 ・一三二〇
・六四〇 ・一九〇	・五六〇 ・〇二〇	・一三六〇 ・一〇一〇	・二三四〇 ・一七九〇 ・一七四〇 ・一九二〇 ・一九二〇	・二八〇 ・一五五〇 ・一三二〇 ・一三二〇
・六四〇 ・一九〇	・五六〇 ・〇二〇	・一三六〇 ・一〇一〇	・二三四〇 ・一七九〇 ・一七四〇 ・一九二〇 ・一九二〇	・二八〇 ・一五五〇 ・一三二〇 ・一三二〇
				輸 出 醬 油
				假置場ニ於テ製 成シタル醬油 其ノ他ノ製 成醬油

移出及化學的藥品製造用
石鹼製造、獸皮保存、鑄業、製鋼、窯業、用及銹、鯨、腦、豚、獸、鹽、藏用
鮑鹽藏用
輸出入及移出、鹹、鮑、鹽、藏用

其ノ他ノ鹽	原鹽	・八二〇	・八二〇	・八二〇	・八二〇	・八二〇	・八二〇
	內地粉砕鹽	・三七〇	・三七〇	・三七〇	・三七〇	・三七〇	・三七〇
獨逸	粗製鹽	—	—	—	—	—	—
英米	粗製鹽	—	—	—	—	—	—
埃及鹽	原鹽	・八五〇	・八五〇	・八五〇	・八五〇	・八五〇	・八五〇
	內地粉砕鹽	・三七〇	・三七〇	・三七〇	・三七〇	・三七〇	・三七〇
西班牙鹽	原鹽	・七一〇	・七一〇	・七一〇	・七一〇	・七一〇	・七一〇
	內地粉砕鹽	・九六〇	・九六〇	・九六〇	・九六〇	・九六〇	・九六〇

大藏省告示第四百十八號(大正十年十月十五日)

大正五年^甲大藏省告示第九十九號表中左ノ通改正ス但シ本改正前交付金ノ下付ヲ受クヘキ事由ヲ生シタルモノニ付テハ仍從前ノ

例ニ依ル

一 臺灣鹽欄「上等原鹽、竝等原鹽、內地洗滌鹽」關東州鹽欄「上等原鹽、竝等原鹽、內地粉砕鹽、內地粉砕洗滌鹽、內地上等粉砕洗滌鹽、青島鹽欄「上等原鹽、竝等原鹽、輸入再製鹽、輸入洗滌鹽、內地粉砕洗滌鹽、內地上等粉砕洗滌鹽」交付金額ヲ左ノ如ク改ム

臺灣鹽	上等原鹽	輸出及移用	化學的藥品人造色素製造用	石鹼製造、獸皮保存、鑄業製鋼、鞣業用及鮭、鱈、鱈、鯨、鮑鹽藏用	輸出及移出鹽、鮑鹽藏用	輸 出	假置場ニ於テ製成シタル醬油	其ノ他ノ製成醬油
	竝等原鹽	・一七四〇 ・一五九〇	・一七四〇 ・一五九〇	・一七三〇 ・一五八〇	・一七三〇 ・一五八〇	・一七三〇 ・一五八〇	・一七三〇 ・一五八〇	・一七三〇 ・一五八〇

鹽專賣 鹽ノ販賣 交付金及追徵金

一四四

大藏省告示第六十八號(大正十一年五月三日)

大正五年八月 大藏省告示第九十九號表中左ノ通改正ス但シ本改正前交付金ノ下付ヲ受クヘキ事由ヲ生シタルモノニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

臺灣鹽	煎 熬 鹽	輸出及 移出用	化學的藥 品入造色 素製造用	石鹼製造、獸皮保 存、鑄業、製銅、窯 業用及鮭、鱒、鱈、 鯨、鰩、獸鹽藏用	輸出及移出、 鱒、鮭、乾鰕、乾 飽鹽藏用	輸 出	假置場ニ於テ製 成シタル醬油	其ノ他ノ製 成醬油
獨逸鹽	粗 製 鹽	移出用	〇・二〇	〇・二〇	〇・二〇	〇・二〇	一・八六〇	一・八六〇
獨逸鹽	輸入粗製粉碎鹽	移出用	一・六四〇	一・六四〇	一・六四〇	一・六四〇	一・八六〇	一・八六〇
西班牙鹽	輸入粉碎鹽	移出用	一・七五〇	一・七五〇	一・七五〇	一・七五〇	一・八二〇	一・八二〇
埃及鹽	輸入上等粉碎鹽	移出用	一・八二〇	一・八二〇	一・八二〇	一・八二〇	一・八二〇	一・八二〇

大藏省告示第八十五號(大正十一年六月二日)

大正五年八月 大藏省告示第九十九號表中左ノ通改正ス但シ本改正前交付金ノ下付ヲ受クヘキ事由ヲ生シタルモノニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

內地鹽	內地 收納 鹽	輸出及 移出用	化學的藥 品入造色 素製造用	石鹼製造、獸皮保 存、鑄業、製銅、窯 業用及鮭、鱒、鱈、 鯨、鰩、獸鹽藏用	輸出及移出、 鱒、鮭、乾鰕、乾 飽鹽藏用	輸 出	假置場ニ於テ製 成シタル醬油	其ノ他ノ製 成醬油
其ノ他ノ鹽	鹽	移出用	七・八〇	七・八〇	七・八〇	七・八〇	七・八〇	七・八〇

大藏省告示第六十六號(大正十二年五月十日)

大正五年八月 大藏省告示第九十九號表中左ノ通改正ス但シ本改正前交付金ノ下付ヲ受クヘキ事由ヲ生シタルモノニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

鹽專賣 鹽ノ販賣 交付金及追徵金

臺灣鹽	煎 熬 鹽	輸 出 及 移 出 用	化 學 的 藥 品 人 造 色 素 製 造 用	石 鹼 製 造、獸 皮 保 存、鑛 業、製 鋼、煉 綳、製 紙、製 糖、製 麵、製 麵 粉、製 麵 粉 用	輸 出 及 移 出 練、鱈 鱈 乾 鱈 乾 鱈 鱈 藏 用	輸 出 醬 油
關東州鹽	再 製 鹽	一・一四〇 七八〇	一・一四〇 七八〇	一・一四〇 七七〇	一・一四〇 七七〇	一・一四〇 七七〇
再 製 鹽	一・六二〇	一・六二〇	一・六二〇	一・六二〇	一・六二〇	一・六二〇

大正三年以降鹽百斤當交付金一覽左ノ如シ

鹽交付金額一覽(鹽百斤當)

其ノ一

施行年月日	勅令 告示番號	内地鹽	臺灣鹽	關東州鹽
年月日	勅令	收 納	再 製	上 等
三、一、一 (現行)	明治三十六年 勅令 一五七	○ 一・二二〇 △ 一・二三〇 × 一・二四〇 □ 一・二五〇	○ 一・一九〇 △ 一・二〇〇 × 一・二一〇 □ 一・二二〇	○ 一・四六〇 △ 一・四六〇 × 一・四六〇 □ 一・四六〇
四、一、二六	大正四年 四	○ 一・二六〇 △ 一・二六〇 × 一・二六〇 □ 一・二六〇		○ 一・四四〇
五、一、一	二二二七	○ 一・二七〇 △ 一・二七〇 × 一・二七〇 □ 一・二七〇	○ 一・二八〇 △ 一・二九〇 × 一・三〇〇 □ 一・三一〇	○ 一・四〇〇 △ 一・四〇〇 × 一・四〇〇 □ 一・四〇〇
九、一	大正五年 告示九九九			○ 一・四〇〇 △ 一・四〇〇 × 一・四〇〇 □ 一・四〇〇

施行年月日	勅令 告示番號	内地鹽		臺		灣		鹽		關東州							
		收納	再製	上等	竝等	再製	煎熬	粉洗滌	内地粉洗滌	同上等粉洗滌	上等	竝等	再製	内地粉洗滌	同粉洗滌		
八、一、一	二二五	□ × △ ○ 六〇〇 六〇〇 六〇〇	三〇〇 三〇〇 三〇〇														
二、三	大正八年 三一																
三、八	四二																
四、一五	六六																
四、二六	七四																
五、二二	九一		四〇〇 四〇〇 四〇〇	一三〇 一三〇 一三〇	一三〇 一三〇 一三〇	一三〇 一三〇 一三〇											
六、二八	一一〇	□ × △ ○ 五八〇 五八〇 五八〇	五〇〇 五〇〇 五〇〇	一五〇 一五〇 一五〇	一四〇 一四〇 一四〇	一五七 一五七 一五七											
九、九	一五〇	□ × △ ○ 二二〇 二二〇 二二〇	三〇〇 三〇〇 三〇〇														
一〇、三	一六三		三〇〇 三〇〇 三〇〇	一四九 一四九 一四九	一三七 一三七 一三七												
一一、一五	一八三		一四〇 一四〇 一四〇	一三七 一三七 一三七	一三七 一三七 一三七												

施行年月日	勅令 告示番號	安南鹽		英米		獨逸鹽		西班牙鹽		埃及鹽		チユニス鹽		其ノ他
		原鹽	粉碎	粗製	粗製	粗製	粉碎	原鹽	粉碎	原鹽	粉碎	原鹽	粉碎	
五、二二	九一	二九〇	二八〇	二九〇	二八〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	五八〇
六、二八	一一〇	四〇〇	四七〇	四〇〇	四七〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	五八〇
九、九	一五〇													二二〇
一〇、三	一六三													二二〇
一一、一五	一八三	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	二二〇
一二、二三	一一二					五四〇	五四〇	五四〇	五四〇	五四〇	五四〇	五四〇	五四〇	九〇
九、一、一	二一六													九〇
二、六	大正九年 二二三													九〇
五、二九	八六	一一〇	六五〇	四〇〇	九二〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	八二〇
六、七	九六	一一〇	六五〇	四〇〇	九二〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	八二〇

備考

- 一 本表ハ變更アリタル部分ノミヲ記入シ變更ナキモノハ記入ヲ省略セルヲ以テ改正前ト同一ナリ
- 二 本表中輸移出ニ供スルモノハ〇、鹽酸、曹達、硫酸曹達、晒粉其ノ他大藏大臣ノ定メタル化學的藥品及色素製造ニ使用スルモノハ△、石鹼製造、獸皮保存、鑛業、製鋼、鑛業及鮭、鱈、鱈、臘腸獸ノ鹽藏用ニ使用スルモノ及輸移出ノ鯧、鯖、鱈乾、鯧、乾鮑ノ鹽藏ニ使用スルモノハ×、輸出醬油ハ□ノ符合ヲ附シ區分記入ス
- 三 輸出醬油ノ交付金ハ大正七年二月二十日以後ハ使用シタル鹽百斤當ニシテ其ノ前ニ在リテハ醬油一石當ヲ以テ定ム尙大正十年四月二十九日以後ニ於ケル輸出醬油ニシテ假置場ニ於テ製成シタル醬油ニ在リテハ其ノ交付金額ハ×印ヲ付セル交付金額ニ同シ
- 四 「其ノ他」トアルハ當時各別ニ交付金額ノ定メアルモノ以外ノ種類ヲ包含ス
- 五 輸出醬油ノ交付金ハ内地鹽タルト輸移入鹽タルトヲ問ハス其ノ率同一ナルヲ以テ内地收納鹽欄ニノミ記入シ其ノ他ノ欄ニハ記入ヲ省略ス

第二款 追徴金

鹽追徴金ハ特別定價賣渡又ハ交付金下付カ其ノ目的ニ乖キタル場合ニ於テ專賣收益ヲ回收スル趣旨ニ依リ又ハ特別定價鹽買受者ノ懈怠若ハ交付金詐取ニ對スル科罰トシテ所定ノ金額ヲ徴收スルモノニシテ其ノ金額ハ專賣鹽特別定價賣渡及交付金下付規則ニ於テ左ノ如ク定メタリ

- 一 輸移出又ハ特別用途(規則第一條ノ用途以下同シ)用トシテ賣渡シタル鹽ヲ其ノ目的以外ニ使用シ又ハ使用スル者ニ讓渡ヲ許可スルトキ(規則第九條第一項)
 - 特別定價ト一般定價ト差額及其ノ五分ノ一ニ相當スル金額
- 二 輸移出用トシテ賣渡シタル臺灣鹽關東州鹽ヲ化學的藥品製造用以外ノ特別用途ニ使用シ又ハ化學的藥品製造用トシテ賣渡シタル臺灣鹽關東州鹽ヲ輸移出又ハ化學的藥品製造用以外ノ特別用途ニ使用スルコトニ許可スルトキ(規則第九條第二項)
 - 各特別定價ノ差額ニ相當スル金額